

令和 7 年 5 月 22 日
群馬行政監視行政相談センター

ご活躍いただいた行政相談委員に表彰状贈呈

～ 行政相談委員全体会議の開催等 ～

5 月 29 日（木）の 13 時から昌賢学園まえばしホールにおいて県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催し、行政相談活動に尽力された 3 名の委員に関東管区行政評価局長表彰状を、8 名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状を贈呈します。

また、行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった委員 1 名に全国行政相談委員連合協議会会長表彰状が贈呈されます。



行政相談のマスコット
キクーン

【本件連絡先】

総務省 群馬行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課

担 当：星野、秦

電 話：027-221-1648

メー ル：gunma30@soumu.go.jp

◎ 行政相談委員全体会議の開催

県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催します。

- ・ 日時：5月29日（木） 13:00～
- ・ 場所：昌賢学園まえばしホール2階 小ホール
(前橋市南町3丁目62-1)

同会議においては、行政相談委員への関東管区行政評価局長表彰状等の贈呈、令和6年度行政相談実績の報告、令和7年度一日合同行政相談所の開設予定の説明等を行います。

◎ 行政相談委員等の表彰

行政相談活動に尽力された3名の行政相談委員に関東管区行政評価局長表彰状を、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状を贈呈します。

・ 令和7年度関東管区行政評価局長表彰状受賞者（3名）

高橋 真澄（たかはし ますみ）委員（前橋市担当） 平成23年4月1日委嘱（委嘱期間：14年1か月）
岡田 久子（おかだ ひさこ）委員（大泉町担当） 平成25年4月1日委嘱（委嘱期間：12年1か月）
山柴 由美子（やましば ゆみこ）委員（桐生市担当） 平成23年4月1日委嘱（委嘱期間：14年1か月）

・ 令和7年度関東管区行政評価局地域総括評価官

（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状受賞者（8名）

浅香 重信（あさか しげのぶ）委員（太田市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
須永 久美子（すなが くみこ）委員（太田市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
小山 定男（こやま さだお）委員（館林市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
瀬山 みどり（せやま みどり）委員（館林市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
松井 玲子（まつい れいこ）委員（沼田市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
吉野 正孝（よしの まさたか）委員（川場村担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
吉田 進（よしだ すすむ）委員（みなかみ町担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
中澤 篤夫（なかざわ あつお）委員（草津町担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）

- ・ 令和 7 年度全国行政相談委員連合協議会会長表彰状受賞者（1 名）

行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった **1 名の委員に全国行政相談委員連合協議会会長表彰状**が贈呈されます。

萩原 裕子（はぎわら ゆうこ）委員（伊勢崎市担当） 平成 21 年 4 月 1 日委嘱（委嘱期間：16 年 1 か月）

◎ 令和 6 年度行政相談受付実績

令和 6 年度の行政相談受付実績は、センター受付 950 件、委員受付 576 件、合計 1,526 件となっています。

・ 主な行政相談事例

- 群馬行政監視行政相談センターが取り扱った事例

相談内容	対応結果
A 市の学童保育所に申込手続したところ、就労証明書の添付がなければ入所申込は受け付けないと言われたが、HP 等にそのような記載はなかった。今から会社に就労証明書を発行してもらおうと申込締切を過ぎてしまうので困っている。	センターから A 市担当課へ相談内容を伝えたところ、就労証明書が提出できる時期が分かる資料を添付した上で、申込期間内に申込書を提出すれば審査を行う旨回答を得られた。 後日、市 HP に就労証明書が必要となる旨追記があった。

- 行政相談委員が取り扱った事例

相談内容	対応結果
自宅近くの排水路から流れる水の音が大きくて困っている。 水量を減らす等、対策をしてほしい。 	行政相談委員が B 市に対応を依頼したところ、農業に差し支えない水路を止め、水量が大幅に減少した旨回答が得られた。 後日、確認したところ、音が小さくなった。 

〈参 考〉

【行政相談委員とは？】

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約 5,000 人（各市（区）町村に 1 人以上）が配置されています。地域における信望の厚い方々が、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

（委員数：県内 91 名（令和 7 年 5 月 1 日時点）、各市町村に 1 名以上配置）

【総務省の行政相談制度】

行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

群馬県内の行政相談の受付窓口は、以下のとおりです。

行政相談の受付窓口

区 分		電 話 番 号 等	
行政監視行政相談センター	受 付 時 間	平日 9 時 00 分 ～ 16 時 45 分	
	受 付 方 法	027－221－1100 おこまりならまるまろくじょー ひやくとおばん 0570 － 090110 (土日祝日及び平日受付時間外は留守番電話) ※0570-090110 は IP 電話からの利用不可	
		行政苦情 FAX	027－221－1649
		インターネット	総務省群馬行政監視行政相談センターのホームページ (http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html)
行政相談委員		群馬県内の各市町村に配置 市町村役場、公民館等で定期的に定例相談所を開催 ※ 定例相談所の日程等についての問い合わせ先 群馬行政監視行政相談センター 027－221－1100	